

平成 30 年度戦略的 MICE 誘致促進事業 プロモーションツール作成「3 色ペン」製作業務 一般競争入札募集要綱

1. 趣旨

この要綱は、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー(以下、「OCVB」という。)が実施する平成 30 年度戦略的 MICE 誘致促進事業プロモーションツール作成「3 色ペン製作業務」について一般競争入札を行うため必要な事項を定める。

2. 目的

国内外の MICE 商談会やセミナーへの出展参加等セールス活動を行う際に、ビジネスシーンで活用でき、かつ、沖縄の魅力を視覚的に PR できるようなノベルティーを製作する。

3. 用語の定義

「MICE」とは、企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修・招待旅行(インセンティブ旅行:Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際・国内会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)のことを指す。

4. 委託内容

本一般競争入札(以下、競争入札)の委託業務内容については、別紙「委託業務仕様書」のとおりとする。

5. 委託期間

委託期間は契約締結日から平成 30 年 8 月 31 日(金)までとする。

6. 入札参加資格

一般競争入札の参加資格は、次の要件を全て満たす企業又は団体とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 役員に次のいずれかに該当するものが含まれていないこと。
 - ①破産者で復権を得ない者。
 - ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
 - ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」と略記)。
- (3) 暴力団の構成員等の統制の下にない団体。
- (4) 沖縄県内に本社、支社、営業所等を有すること。
- (5) 本事業を運営するにあたっては、必要に応じて事務局と速やかに連携を行うなど、事業を円滑に履行することが

できる体制が整備されていること。

(6)本業務を運営するにあたって、必要に応じて事務局と速やかに連携を行うなど円滑に履行することができる体制が整備されていること。

(7)本業務を受託するにあたり、委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、OCVBに事前の承認を得た場合は、委託業務の一部について再委託をすることが出来る。

7. 入札参加申込書(様式1)について

入札参加希望者は下記期日までに入札参加申込書(様式1)に必要事項を記載後、原本を郵送または持込みにてOCVBへ提出しなければならない。

(1)入札参加申込提出期限

・期限:平成30年6月19日(火)12:00まで

・提出先:(一財)沖縄観光コンベンションビューロー 受入事業部 MICE 推進課 岸本・内嶺 宛て

※提出期限を過ぎてからの参加申込は認められない。

(2)提出書類

・入札参加申込書 様式1

8. 質問書(様式2)の提出について

(1)質問書提出期限

期 限:平成30年6月19日(火)12:00まで

提出先:所定の様式(様式2)に質問事項を記入後、E-mail 添付にてOCVB 担当者へ質問すること。

※質問に関する回答はOCVB ウェブサイトにて公開することとする。

9. 入札日

平成30年6月22日(金) 15:30 開始とする。(受付は 15:15 開始とする。)

10. 入札提出書類

・入札書 様式3

※入札者印は代表印(丸印・角印)又は代理人として委任を受けた者の印のみ有効とする。

11. 入札方法

入札はOCVBが指定する入札日に所定の入札書(様式3)を入札箱に投函することにより行う。また、代理の者が入札する場合は必ず入札日同日に委任状(様式4)を提出しなければならない。

入札への参加を辞退する場合は入札辞退届(様式 5)を記入の上、必ず入札執行前に直接持参するか又は郵送(入札の前日までに到着するものに限る)すること。

12. 入札場所

沖縄産業支援センター2階 203-2 会議室

13. 入札保証金及び契約保証金

免除

14. 入札書記載金額について

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に 100 分の 8 に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

15. 落札者の決定について

- (1)有効な入札書を提出したものであって、OCVB 会計規定第 45 条に基づいて作成された予定価格の制限範囲内、且つ最低制限価格以上の最低落札価格を持って有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2)最低価格により受注者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、当該受注者の次に低い価格をもって入札をしたものを受注者とすることがある。
- (3)最低価格で同価格の入札者が 2 人以上ある場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせて決定するものとする。
- (4)開札をした場合において、競争加入者のうち予定価格の制限範囲内での入札が無いときは、3 回を限度とし、直ちに再度の入札を行う。但し、募集要項 15.(1)に基づき、最低制限価格を下回る入札者に関しては、再入札の権利を得ないものとする。3 回目の入札後、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号に基づき入札金額が予定価格に最も近い競争加入者と随意契約を結ぶものとする。
- (5)入札をしたものは、入札後、この心得、仕様書等についての不知または不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

16. 入札が無効となる場合

以下の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ・参加資格のないものを行った入札。
- ・同一業者が行った 2 以上の入札。
- ・入札書の記載事項に誤記載又は記入漏れがあるもの。

・提出書類に所定の押印がないもの。

17. 業務再委託体制についての注意事項

- (1) 委託業務の全部を第三者に再委託(委託業務の一部を第三者に委託することをいう。以下同じ)してはならない。
- (2) 委託業務の一部を再委託する場合には、OCVB の承認を得なければならない。
- (3) 再委託する場合には、当該再委託に係る再委託先の行為について、OCVB に対し全ての責任を負う
- (4) 再委託する場合には、本契約を遵守するために必要な事項について再委託先と書面で約定しなければならない。

18. 著作権及び使用権は次の通りとする。

- (1) 成果物の著作権及び使用権は、OCVB に帰属する。
- (2) 本作成事業にて撮影した写真の著作権及び使用権は、OCVB に帰属する。
- (3) 著作者人格権については行使しないものとする。
- (4) 本作成業務にあたり、第三者の著作権、肖像権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理する。

19. その他留意事項は以下のとおりとする。

- (1) 応募書類の作成等に関する費用は、申請者の負担とする。
- (2) 応募書類に虚偽の記載をした場合には、応募を無効とする。
- (3) 入札参加申込書を提出後、参加を辞退する場合は入札辞退届(様式 5)を提出すること。
- (4) 応募書類に不備・不足がある場合、応募を無効とする。
- (5) 応募書類の提出後は、記載された内容の変更は認めない。
- (6) 提出された応募書類は、返却しない。

20. 免責事項

本事業の履行において事業社間で発生した問題に対し OCVB は一切関与しない。

21. その他

この要綱に定めのない事項については、沖縄県と OCVB が協議して決定する。

22. 附則

この要綱は、平成 30 年月 6 月 4 日から施行する。